

湘南地区災害時職員相互派遣 に関する協定書

平塚市、藤沢市、茅ヶ崎市、秦野市、伊勢原市、寒川町、大磯町、二宮町（以下「湘南市町」という。）は、大規模な地震災害が発生した場合に、避難対策等の初期における災害応急対策を円滑に遂行するため、職員の相互派遣に関して次のとおり協定を締結する。

（派遣の内容）

第1条 湘南市町は、湘南市町において大規模な地震災害が発生した場合には、災害の状況により市外・町外居住職員を当該職員の居住する湘南市町に設置される避難所等に派遣するものとする。

（派遣対象職員）

第2条 派遣対象職員は、湘南市町に勤務する者のうち、勤務先以外の湘南市町に居住する職員であって、あらかじめ指定された者とする。

（派遣期間）

第3条 派遣する期間は、災害発生の日から原則として2日以内とする。なお、3日以降については、相互の市町の協議とする。

（判断基準）

第4条 第1条による職員の相互派遣は、大規模な地震災害が発生し、交通機関の途絶等により勤務地（勤務先市町の職員初動体制に基づき参集を義務づけられている避難所等を含む。以下、同じ。）への参集が著しく困難な場合に行うものとする。

（指揮権）

第5条 派遣された職員は、それぞれ派遣先の市町の災害対策本部長等の指揮の下に行動するものとする。

（応援の事後処理）

第6条 派遣を受けた市町は、次に掲げる事項を明らかにした文書を関係市町に提出するものとする。

(1) 派遣を受けた職員名、期間及び従事した業務

(2) 前号に掲げるもののほか、必要な事項

（資料の交換）

第7条 湘南市町は、この協定に基づく職員の派遣が円滑に行われるよう、必要に応じて情報や資料を相互に交換するものとする。

（その他）

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、湘南市町が協議して決定するものとする。

（適用）

第9条 この協定は、平成8年8月21日から適用する。

この協定の成立を証するため、本協定書を8通作成し、各市町は記名押印の上、各1通を保有する。

平成8年8月21日

平塚市長 吉野稜威雄

藤沢市長 山本捷雄

茅ヶ崎市長 根本康明

秦野市長 二宮忠夫

伊勢原市長 堀江侃

寒川町長 藤沢賢一

大磯町長 石井宣和

二宮町長 西山善徳郎